

令和6年第4回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年4月17日(水)

午前10時開会

京田辺市役所305会議室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 報告第10号 令和5年度京田辺市一般会計補正予算(第9号)について
- 5 日程第3 報告第11号 令和6年度京田辺市一般会計予算について
- 6 日程第4 議案第27号 (仮称)京田辺市新しい学校づくりプラン策定方針について
- 7 日程第5 議案第28号 京田辺市学校教育審議会臨時委員の委嘱について
- 8 日程第6 議案第29号 学校運営協議会委員の委嘱について
- 9 閉会宣告

令和6年第4回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/03/16 ~ R06/04/17

1. 教育行政報告

3月

18日 (月)	幼稚園修了証書授与式	各幼稚園
19日 (火)	市立小学校 卒業式	各小学校
21日 (木)	予算特別委員会(総括質疑)	委員会室
22日 (金)	市立幼稚園 市立小学校 市立中学校 修了式	各幼稚園 小学校 中学校
22日 (金)	第2回教育委員会臨時会	305会議室
23日 (土)	市立こども園修了証書授与式	大住こども園
	いすー1 G P 2024京田辺大会	中央体育館
25日 (月)	学校給食センター開所式	学校給食センター
26日 (火)	いじめ防止対策推進委員会	403会議室
	令和5年度第4回学校教育審議会	305会議室
27日 (水)	新規採用教職員受入式	コミュニティホール
	綴喜教育長会議	教育長室
28日 (木)	市議会本会議(採決等)	議場
29日 (金)	市教委事務局職員退職者辞令交付式	教育長室
	市職員永年勤続者表彰式	特別応接室
	教職員退職者辞令交付式・感謝状贈呈式 (西村教育長職務代理者)	府総合教育センター
	教職員退職者辞令交付式	403会議室

4月

1日 (月)	経営会議	403会議室
	市新規採用職員辞令交付式	305会議室
	教職員辞令交付式(転出・転入・転補)	社会福祉センター
4日 (木)	市立こども園 入園式	大住こども園
8日 (月)	市立小学校 市立中学校 始業式	各小学校 各中学校
9日 (火)	市立小学校 入学式	各小学校
10日 (水)	市立中学校 入学式	各中学校
	市立小学校 給食開始	各小学校
	年度当初校長・園長会議	コミュニティホール
	令和6年度第1回総合教育会議	403会議室
11日 (木)	市立幼稚園 入園式 始業式	各幼稚園
	京都府市町村教育委員会連合会三役会・幹事会 (西村教育長職務代理者)	府庁
12日 (金)	京都府市町(組合)教育委員会教育長会議	府総合教育センター
15日 (月)	市立中学校 給食開始	各中学校
	中学校給食試食会	各中学校
17日 (水)	第4回教育委員会定例会	305会議室

2. 議会報告

別紙

令和6年第1回市議会定例会における質問、答弁の概要について

文教福祉常任委員会	P 1	～	P 7
文教福祉常任委員協議会	P 8	～	P 10
予算特別委員会	P 11	～	P 25
予算特別委員会総括審査	P 26	～	P 31

(文教福祉常任) 委員会審議状況報告書

令和6年3月7日(木) 開催分

部局等名(教育部)

質問者	質 問		回 答	
	内 容	答 弁 者	内 容	
増富委員	【所管事務調査】特別支援教育について 湖南省では20年前から発達支援システムを導入されている。本市でも福祉と教育が力を合わせて切れ目のない施策を続けることが答弁されてきたが、これまでも今後の福祉と教育の取り組みは。	こども・学校サポート室総括指導主事	小中学校においては、適切な就学につなぐため、市の就学相談委員会を設けている。そこで、園からの情報を受取り、小学校でどのような支援ができるか準備をし、切れ目のない支援を行っている。	
有田委員	湖南省で発達支援システムを見て、本市でも導入できるところは導入したいと思った。高校を卒業して就職先にも情報を提供したり、定期的に関係各所と交流されているが、本市でも事業所や医療機関とミーティング等をしているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	市の就学相談委員会の委員の中に、ドクターもあり、協議を行っている。	
有田委員	頻度はどの程度か。	こども・学校サポート室総括指導主事	全ての委員が集まるのは年に2回程度、部会は必要に応じて開催している。特に就学に関わる部会については、子どもの人数によって回数を増やしたりしている。	
久保委員	支援が必要なお子さんが幼稚園や保育所へ進む際に悩まれる保護者は多い。公立幼稚園ではどのような体制で相談を受けているのか。	輝くこども未来室担当課長	入園希望者が直接園へ行かれる場合も、行政の窓口に来られる場合もある。公立幼稚園は入園条件がないため、定員内であれば希望者は入園できる。	

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
久保委員	加配は必ずつけられるというのが可能な体制になっているのか。	輝くこども未来室担当課長	入園後に、子育て支援課と連携しながら、加配の必要性を判断し、保育を提供していく。 加配が必要な場合は配置しているが、確実に職員を確保できるかという点では難しい。相談に来られた際に、加配の配置について確約はできないが、確保に向けて動くという説明をし、理解をいただいている。
久保委員	現実的な話として仕方ないと思うが、公立の幼稚園や学校に通わせたいという希望があれば、それは人材も含め100%叶えられる体制を作るべきである。人員を確保していくシステムこそ考えるべき。人材確保について今後の展望は。	輝くこども未来室担当課長	展望ではないが、現状は会計年度任用職員で求人をしていくが、派遣会社にも声をかけ、人材を確保している。
久保委員	現状は承知しているが、特別支援に限らず人材確保は課題になっている。特に教育に係る人材確保は急務。新しい施策に取り組んで欲しい。		
河田委員	特別支援教育についてどのようなことが課題と認識しているか。	こども・学校サポート室総括指導主事	小中学校においても人的確保は課題であるが、人材育成の面でも質の向上が課題と考えている。
河田委員	就学相談委員会のメンバーは。	こども・学校サポート室総括	小中学校の担当、代表管理職、子ども発達支援センターの医師、保育士、支援学校の職員、保健師、相

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
河田委員	毎年何件くらいの審議をされているか。	指導主事 こども・学校サ ポート室総括 指導主事	談員、等。 ブロック会議の回数は年によりばつきはあるが、今年度は、就学前、小学校、中学校を合わせ、100件以上。
河田委員	時間的にはどれぐらいで審議されるか。	こども・学校サ ポート室総括 指導主事	ブロック会議は1時間半から2時間程度、それ以上のこともある。
河田委員	公立幼稚園と私立幼稚園で対応に差があると聞いているがどうか。	こども・学校サ ポート室総括 指導主事	市内の幼稚園は同様の対応。委員については私立幼稚園はいない。
河田委員	市外の幼稚園の対応はどうか。	こども・学校サ ポート室総括 指導主事	市外の幼稚園、保健師の作られた資料を就学相談委員会にあげてもらい、検討している。
河田委員	保護者の対応についてどのような課題があるか。	こども・学校サ ポート室総括 指導主事	小中学校でも保護者への理解が大きな課題である。意見が合わず、意思の疎通が図れなくなること で、子どもへの支援の遅れにつながるため、学校でもその子にあった支援を慎重に進めることが課題。発達検査の検査数の問題もある。ベテランの先生が退職されると、経験の浅い先生に担っていた ため、研修をしていく必要がある。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
吉高委員	特別支援教育の歴史は長く、過去には特殊教育と言われていたが、2007年に特別支援教育が始まった。相談件数は増えていると思うが、経緯についてどう考えるか。	こども・学校サポート室総括指導主事	以前は「障害児教育」という狭い形の教育であったが、現在は「特別支援教育」ということで、認識が広がっていると感じる。保護者や教員の理解が進んでいるので、必要な支援を受けやすくなっていると感じている。
吉高委員	認識も広まり、支援の幅も広がっている。本市で医療福祉保健労働機関との連携について現状はどうか。	こども・学校サポート室総括指導主事	福祉部と教育部の連携は現在も進めている。小学校に上がる際は、あしあとファイルや支援をつなぐ連絡シートを活用し連携を図っている。現状、就労や中学校から高校のあたりについてはそこまで進んでいない。
吉高委員	あしあとファイルの使い勝手等、現場の声はどうか。	こども・学校サポート室総括指導主事	学校現場では、あしあとファイルや連絡シートでこれまでの支援を把握するのに非常に役立っている。あしあとファイルは各家庭で保管しているが、今後は保護者の声も聞き、保管の方法等考える必要がある。
吉高委員	特別支援学級や、通級指導教室の数、通っている児童生徒数は。	こども・学校サポート室総括指導主事	特別支援学級の数は今和5年度で小中学校合わせ33。小学校は26、中学校は7。人数は小学校が108名、中学校が33名入級。通級指導教室は、小学校9校の内8校で開設。1校が2教室あり、小学校全てで9教室。中学校は3校全てにあり、4教室ある。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
長田副委員長	各部署の課題は人材の確保と育成であったが、切れ目のない支援というところには課題は無いということか。	こども・学校サポート室総括指導主事	課題が全くないわけではないが、必要な情報はしかりと受け取り、支援を行っている。
長田副委員長	小中学校の卒業後の進路状況は。	こども・学校サポート室総括指導主事	中学校からは概ね支援学校へ進学される。
長田副委員長	支援学級から普通学級に行く時間は個人ごとに違うのか、どういう基準で決められるのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	学習により協力学級に行く時間は、その子の状況に応じて支援計画を元に決めている。
長田副委員長	どういう意図での取り組みなのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	その子に応じて、学習面に課題のある児童生徒は個別でしっかりと学習するが、社会性を育てるために同級生と会合したり、一人で集中できない場合等に対応している。 先ほど協力学級と言ったが、交流学級の誤りであり、訂正する。
		教育総務室担当課長	河田委員の質問の件で補足したい。就学相談委員会について、市内市外の民間園の方は、委員には入っていないが、ブロック別会議には、市内の園は職員が出席し、その子の状況の説明と、検討にも加わっていたらいい。市外の園の場合は、子育て支援課の担当保健師が状況説明と検討を行っている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
増富委員	療育教室に並行して通っている子どもに、幼稚園や保育園でも療育の取り組みをされているか。	輝くこどもも未来室担当課長	療育教室や事業所に任せきりではなく、職員が向いてどういった療育をしているのか見学もしている。環境が異なるため、一概に同じ事はできないが、できることを工夫しながら療育を提供している。
増富委員	取り入れたことでこのように変わったといった事例はあるか。	輝くこどもも未来室担当課長	具体的な成果の把握はしていないが、園長所長に聞くと加配を置くことで伸びている子どももいると聞いている。
増富委員	保護者に発達の状況をどう理解してもらおうのかについて、学校現場でも難しいということは理解するが、保護者への心理的な支援はどうか。	こども・学校サポート室総括指導主事	学校でも大きな問題で、子どもの状況を伝えただけが大事。伴走型で寄り添いながら一緒にこの子を見ていくという姿勢を伝え続けることが大事。それでも保護者の心がしんどくなった場合は、スクールカウンセラーにも相談いただける態勢は取っている。
久保委員	障がいのある子どもの兄弟の課題について、学校への相談や、学校の取り組みはあるか。	こども・学校サポート室総括指導主事	そういう問題について自分は経験がないが、学校では理解教育が大事になる。支援学級の子たちが一人一人勉強の仕方が違うということを学んだり、交流学級で一緒に活動し、お互いに受入れ合うということを大事にし、多様性についてしっかりと指導していかなければならない。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
久保委員	本人から言い出すことは難しいので、アンテナを張りながら対応いただきたい。兄弟への声かけについて、保護者へアドバイスも必要と思うが、保護者からそういう声はあるか。	こども・学校サポート室総括指導主事	学校現場ではそれぞれが一生懸命頑張っているということを、日々、大人が子どもに伝えることが、理解教育につながると思う。
吉高委員	療育教室に職員が行くということであったが、特別支援教育コーディネーターが全園・校にいて、その会議等があるのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	全小中学校に特別支援教育コーディネーターが担当としており、校内の配慮が必要な子どもに対し、毎月協議を行っている。また新たに支援が必要と思われる子どもが出てきた場合は、ケース会議を持ち検討する。コーディネーター同士も、担当者会議があり交流がある。
		輝くこども未来室担当課長	幼稚園・保育所では特別な役割は置いていないが、子どもが療育教室に通うと決まった場合に、担当保育士が保護者も含め一緒にステップへ行き、助言をいただきながら保育をしていく。

文教福祉常任委員協議会審議状況報告書

令和6年3月7日（水）開催分

部局等名（教育部）

質問		回答	
質問者	質問内容	答弁者	回答内容
吉高委員	京田辺市小学校プールのあり方検討報告書について どのようなバスで学校から移動しているのか。また、移動時間がかかると思うが、授業時間確保はできるのか。	田原学校教育課長	この2年間の試行では路線バス（路線バス型車両）を借用した。移動時間については、一番遠い普賢寺小学校で20分程度かかるが、2コマ分の授業時間をつなげて行うことで十分な入水時間を確保できるよう学校と調整している。
吉高委員	温水なので、年間入水できると思うが、どのようなスケジュールを想定されているのか。	田原学校教育課長	4月から11月にかけて実施を予定している。
吉高委員	インストラクターと教員の連携はどのようにしていくのか。	田原学校教育課長	実施前に教職員とインストラクターとの打合せの場を設け、意思疎通を図った上で、教職員の管理の下で授業を行うこととしている。
吉高委員	保護者への説明はどのように行うのか。	田原学校教育課長	事前に文書でお知らせするとともに、プール授業のクラス分けのための泳力アンケート調査を実施する。また、プール授業のしおりなどを配布したいと考えている。
吉高委員	インストラクターは資格等をもっているのか。	田原学校教育課長	今年度の試行では民間の2施設でお願いしてい

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
久保委員	このプールのあり方を検討する議論はいつから始まったのか。	課長 田原学校教育課長	るが、それぞれ会社所に所属するインストラクターの方で、スイミング協会の資格を有している。 長寿命化計画の中で検討するということになっている。
久保委員	プールの跡地利用については、どのような場で検討していくのか。	田原学校教育課長	来年度からの（仮称）新しい学校づくりプランを策定する中で、給食室やプールなどの学校附属施設のあり方を検討していく予定。
増富委員	教員が参加しないで全部丸投げになっているとの声も聞こえているが、教員の関わり方についてはどのようなになっているのか。	田原学校教育課長	あくまでも学校の水泳授業であり、教員の責任の下で行うこととしている。したがって、事業計画や評価については教員が行う。
増富委員	学年別に授業すると思うが、学年の先生は全てついていくと思うが。担任の先生が行っていないというケースがあったと聞いているが。	田原学校教育課長	水泳授業に限らないが、教員も労働者であり、用事や体調不良で休むことは有り得る。
増富委員	例えば、学年の担任３人のうち１人が学校に残って別の仕事をやる、ということは無いわけですね。	田原学校教育課長	基本的には、学校の授業であるので、担任の先生が行って授業をするということになる。
有田委員	今後の学校プールの跡地利用について、保護者や学校など、意見をどこまで拾うのか。	田原学校教育課長	プールは学校施設であるため、学校施設としてのようには活用するかを一番に考える必要がある。そのため、各学校の実情に応じて利活用を検討

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
有田委員	保護者の方から跡地利用については、色々な声を聞いている。保護者やPTAからの意見も汲み上げてほしい。	田原学校教育課長	討する必要があることから、当然、学校からの意見等は十分に伺った上で検討していく。 学校の実情は様々であり、まずは学校、子ども達にとつてどのような活用が良いのかということが一義的な検討の視点となる。委員ご指摘の保護者等の意見については、学校現場がその辺りも一番よく把握していると思われることから、学校現場と意思疎通を図りながら検討を進めていきたい。

(予算特別) 委員会審議状況報告書

令和6年3月13日(水) 開催分

部局等名 (教育部)

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
国重委員	タブレット端末更新事業について、昨年より計上が多いが、どのような計画で更新していくのか。	学校教育課長	小中学校で使用するタブレットは令和2年度に6,900台設置した。令和6年度は教職員用分を計上しており、児童生徒分は令和7年度に計上したい。
国重委員	タブレット端末更新の補助率は。	学校教育課長	児童生徒分は5.5万円を上限に2/3を補助すると国から示されている。教職員用は補助がないため、一般財源で計上している。
国重委員	教育支援センターを今年度新たにCIKビルに開所されたが、どれぐらいの人数来られたか。	こども・学校サポート室総括指導主事	現在22名の登録がある。
国重委員	開所前の人数は。	こども・学校サポート室総括指導主事	開所前は11名の登録であった。
国重委員	保護者の相談機能を追加したと聞いているが、保護者の相談はどれぐらいあったか。	こども・学校サポート室総括指導主事	通所されている子どもの保護者を中心であるが、月に15～20件ほどある。
国重委員	子どもだけでなく家族の問題でもあるので、土曜・日曜も相談できるよう要望していたが、検討状況や、通所者からの声はどうか。	こども・学校サポート室総括指導主事	支援員等との関わりが平日の中で増えており、土・日については検討していない。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
国重委員	おそらく平日に来られない方もいると思うので、その際は検討をお願いしたい。		
早川委員	電子黒板の進捗状況は。	学校教育課長	小中学校の普通教室には、大型掲示装置を含めて全て配置されている。特別教室についても順次進めている。
早川委員	電子黒板の更新についてはどうか。プロジェクター型の電子黒板が良いと聞いているがどうか。	学校教育課長	電子黒板等は故障すれば修理又は買い換えで対応する。現在田辺小学校で長寿命化改修を行っている中で、黒板を全てホワイトボードに変える。今後とも長寿命化改修の際に、ホワイトボードに変えていきたい。
早川委員	中学校の学校給食費について、歳入と賄材料費の歳出の差は、国の補助による負担軽減措置ということか。	学校給食課長	給食費の歳入が少ないということについては、物価高騰分の国の交付金を活用している。
早川委員	小学校の公会計化は来年度からか。	学校給食課長	小学校の公会計化は令和7年度からの実施に向けて進めている。
早川委員	給食費の国の補助が少ないように思うが厳しい状況か。	学校給食課長	現在、学校給食費の直接の補助はない状況。
早川委員	国も給食無償化の検討を進めると聞いているが、補助について市長会等から要望をお願いしたい。		
有田委員	学校教育支援費における学校特色化事業とは、どのような内容か。	学校教育課長	学校教育支援費の講師謝礼でスクールカウンセラーの費用等を特色化事業として計上している。

令和6年第4回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	西村和巳
委員	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ
社会教育課担当課長 （中央図書館長 事務取扱兼務）	七五三和広

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
有田委員	学校特色化事業費の詳細について説明を。	こども・学校サポート室総括指導主事	講師等謝礼は、理系教育を進めるための講師や、部活動指導者の派遣に係るもの。消耗品費は、体験学習等に係るもの。情報システム等使用料は、外国語教育を進めるためのアプリを考えている。外国語教育推進補助金は、学校で行う英語チャレンジ事業の補助金。
有田委員	バス借上料については。	こども・学校サポート室総括指導主事	バス借上料は、職場体験等の体験学習等に係るもの。
有田委員	バス借上料については部活動にも活用いただけるということ。本市におけるハンドボールの強化の点で、講師を入れるだけで強化になるのか。他に考えている事はあるか。	こども・学校サポート室総括指導主事	まずはハンドボールを好きになって欲しいという思いがある。地域の専門的な指導者を招くとともに、校区の小学生も含めた連携も考えており、小学校の指導者も来ていただき、長い目で見た地域ハンドボールクラブという形で充実を図りたい。
有田委員	20数名他の地域から入学されることで、地域間の交流が生まれ、良い波及効果が生まれると期待している。		
有田委員	留守家庭児童会において、児童数に対する支援員の配置は。	教育部副部長	1学級は概ね児童40名で、そこに職員2名の配置する基準になっている。
有田委員	現状職員が不足している児童会はないということか。	教育部副部長	現在8つの児童会を開設し、基準通り配置している。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
有田委員	田辺東留守家庭児童会を例にすると、約35名の児童に対し、職員が6～7名おられたが、今は2名になったと聞いた。保護者から、現在は許容範囲であるが、令和6年度は児童数44名と聞いているので不安という声がある。現状はどうか。	教育部副部長	田辺東留守家庭児童会は現在2学級で運営し、加配も配置している。来年度児童数が増加した場合も対応できる職員を配置するよう進めている。
有田委員	来年度は適正な人数で運営できるといことで、今後も保護者が安心できる対応をお願いする。		
増富委員	就学援助制度の新入学用品援助について、国が基準を引き上げた根拠と必要保護も引き上げを行うのか。	学校教育課長	学用品費を国が引き上げた根拠については、国で生活保護の単価を決めるにあたり、調査の上で引き上げを決定されたものと承知している。必要保護についても同様に引き上げて支給を行いたい。
増富委員	少しでも引き上げていただいたのは大きいと思う。必要保護については各自治体の判断であるが、本市では引き上げるといことで良いと思う。メガネへの補助はどうか。	学校教育課長	メガネについては、学習だけでなく日常生活でも使用するものであるので、就学援助には適さないと考える。
増富委員	学習で使用するためという声もあるので、今後検討いただきたい。 留守家庭児童会について、桃園と田辺東で主任が0人になっているのはなぜか。	教育部副部長	資料は2月末現在で、年度の途中で主任が退職されたことによる。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
増富委員	桃園も田辺東も同様か。今後どうされるのか。	教育部副部長	主任については国の配置基準とは別に市で独自に配置しているもので、桃園、田辺東ともに支援員が主任の業務を担っている。
増富委員	人数的には基準を満たしているという答弁であったが、資料に、松井ヶ丘留守家庭児童会を民間委託すること、市の留守家庭児童会の職員を再配置し、運営体制の安定化を図ると書かれており、なぜ必要なのか。	教育総務室担当課長	留守家庭児童会の職員は欠員が出た際、常時募集を行うが、人員を確保することが困難な状況にある。1施設を委託することで、今ある人員を他の児童会に配置できるようにするもの。
増富委員	民間は人員を賄えるのか。	教育部副部長	委託先は保育の実績がある事業所をお願いする予定で、そこでは支援員に必要な資格を有する職員がおられるので、お願いできるものと考えている。
増富委員	民間委託をすれば安定的な運営が保証されるのか。	教育部副部長	民間委託は5年契約を予定しており、現在の会計年度任用職員の任用よりも安定的に運営できると考えている。
増富委員	民間でも職員がずっと続けて勤務するかどうかはわからず、必要性がわからない。人員配置を安定的にということは、松井ヶ丘だけでなく他のところもしていくのか。	教育総務室担当課長	現在、欠員が発生した際、すぐに色々な手段で募集を行い、人員確保に努めているが、まだ埋まらないという状況について、今後はそういう状況になりにくいよう、民間に委託した児童会の分の職員を直営の児童会へ配置することで、安定化に寄与すると考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
菊川委員	中部住民センターと給食センターの駐車場について教育部の見解は。	学校給食課長	中部住民センターの西隣に駐車場を整備している。中部住民センターの臨時駐車場として活用いただくよう関係部局と調整している。
菊川委員	学校施設包括管理委託による地元事業者への影響を危惧するかどうか。	学校教育課長	昨年12月に委託業者を決定したが、市内事業者を積極的に活用することを条件にしている。2月29日に市内事業者を対象とした説明会を開催した際も、地元事業者の協力なしに包括管理は成り立たない旨説明した。今後も地元事業者と協力しながら包括管理を進めていく。
菊川委員	プールの民営化事業で、バスの運行に関して、公共交通の活性化のため、路線バス会社への支援も必要と考えるが、プールへの移動に路線バス会社は選択肢に考えているか。	学校教育課長	バス運行の委託業者の選考にあたっては、当然地元の路線バス会社を含め入札を行いたい。
菊川委員	普賢寺小学校放課後広場と留守家庭児童会はどういった違いがあるのか。	子育て支援課長	普賢寺小学校放課後ひろば事業は、留守家庭児童会が設置されていない普賢寺小学校に在籍する児童を対象に、放課後を安全に過ごせる居場所となるひろばを提供するもの。児童館の開館時間中は児童館の活動に参加し、閉館時間後は安全な居場所として自由に過ごせるもの。ひろばの人的体制については、資格は求めず、安全に過ごせる人数を配置する。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
		教育部副部長	留守家庭児童会は、児童福祉法に基づき、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業であり、外遊びの時間や学習時間等の時間割を定めて過ごしている。人員体制は、保育士等の資格を有する支援員を配置している。
菊川委員	培良中学校特色化に係る通学費の補助はどういった内容か。	教育総務室担当課長	学校選択制度を利用して培良中学校へ通学される場合の補助金は、校区外から公共交通機関を利用される場合の定期費用及び自転車駐輪場の定期費用に対し4/5補助することとしている。予算書ではP193「3 中学校教育助成費」「バス通学費等補助金」に記載されている。
長田委員	支援学級へ進学を希望される方の中に、培良中学校への入学を希望される方もいるが、学校の受入体制はどうか。	こども・学校サポート室総括指導主事	支援学級については国の基準に則っており、どこかの学校も同じ状況。
長田委員	小・中学校給食食物価高騰支援事業は、国の臨時交付金が原資になっていると思うが、交付金がなくなった場合、給食費の値上げも考えるのか。	学校給食課長	食材費としては290円で単価設定しているが、保護者負担は据え置き245円で、差額45円は市の補助として予算要求している。財源は国の交付金であり、これがなくなった場合は保護者負担を求める事になると考えるが、一度に値上げすることは負担が大きくなるため、引上げ方は検討が必要と考える。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
長田委員	物価高騰で給食費が上がり補助をする中、さらに特別栽培米普及促進事業で、高価な特裁米を使おうとしているのはどういった考えか。	学校給食課長	国のみどりの食料システム戦略の中で、2050 年までに化学農薬の低減化があげられており、市としても取り組む中で、学校給食において特裁米を提供するもの。特裁米を使用すると調達価格が上昇するが、その分は保護者負担とせず、市で補助を行うため予算計上した。
長田委員	今後、有機栽培の野菜を使っていくというような国の方針となった場合は、市で負担する前提ということか。	学校給食課長	有機食材で J A S 認定されているのは本市で 1 名しか把握しておらず、現状において学校給食で有機農産物を調達することは難しいと考えている。
長田委員	J A S 認定されている農産物の使用は市内のものに限り、他から調達する考えはないのか。	学校給食課長	地産地消のため、できるだけ市内の食材を使用するという考えである。
長田委員	小・中学校のタブレットについて、故障や破損への対応の状況は。	学校教育課長	タブレットの故障等は今年度で 100 件ほどある。現在は端末の業者の保証に入っており、対応している。
長田委員	職員や児童生徒のタブレットを交換された場合、下取りはどうなるのか。	学校教育課長	令和 6 年度に職員の機器を更新するが、今後故障したときに、予備機として交換できるよう確保しておく。
長田委員	430 台を予備として置いておき、故障しても児童生徒がそれを使うことができるということで理解した。	学校教育課長	ご指摘の通り、机は教科書とタブレットでいっぱいになっている状況である。これは昔から教室や

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	児童生徒の机が小さく、タブレットを落として破損するという話を聞く。他では落ちないような囲いをつける等の対応もあるようだが、本市の対応はあるか。		机の大きさが変わらないところにある原因がある。来年度に(仮称)新しい学校プランを策定する中で、ICTに対応できる学習環境を含めたあり方を検討していきたい。
増富委員	松井ヶ丘留守家庭児童会を民間委託することで、本来に安定的な運営ができるのか。普賢寺の放課後ひろばでは人の確保が大変という話がある一方で、留守家庭児童会は民間に委託して安定的な運営を図るというのは矛盾しているように思うが部長の考えは。	教育部長	留守家庭児童会は市内8箇所、かなり多くの会計年度任用職員を任用しており、手段を選ばず常に募集をしているが、十分に余裕がある状態にはこの何年でもできていない状況が続いている。派遣職員も新たにに入れて、何とかやりくりしている。いつまでもこのような状態を続けていていいのかという大きな課題であり、保育に欠ける児童が増えないよう、いろんな手段を講じる必要がある。その内の一つが民間委託であると考ええる。民間委託のメリットは、学校給食の民間委託でも同様であるが、人材募集のノウハウや、シフト管理の実績もある。留守家庭児童会の委託にあたっては、安定的に運営できる業者を選んできたい。
増富委員	今後も留守家庭児童会の民営化を進めていく方向か。	教育部長	この状況はおそらく変わらないと思われるため、民間委託できる環境が整えば積極的に取り組んでいきたいと考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
増富委員	学校給食の地産地消が進んでいるようであるが、どう いう取り組みをされているか。	学校給食課長	京都府で地産地消の目標設定がされており、令和 7年度に30%と掲げられている。取り組みにつ いては、ふれあいの駅との打合せにおいて、献立を できるだけ早く示すことで、作付けを検討いただ くといった調整をおこなっている。今後も密に連 携して地産地消を進めていきたい。
増富委員	中学校給食も増えるので、個人との繋がりだけでは難 しく、J A等の団体との連携の取り組みも含めてこの 目標数値か。	学校給食課長	J Aと中学校給食の開始を含めた地産地消の意見 交換をする場を設けた結果、J Aが中学校給食の 登録業者になったため、J Aと協力し合い、これま で以上に地産地消を推進していきたいと考えてい る。
増富委員	幅広く声をかけられるところを増やしていき、安定的 な仕組みを作っていってほしい。		
早川委員	学校給食に特別栽培米は十分確保できているのか。	学校給食課長	特別栽培米は、京都府学校給食会から府内市町村 へ調達される。
早川委員	京田辺市の特別栽培米か。	学校給食課長	京田辺市産の特別栽培米が小中学校へ納入され る。
国重委員	中学校教育助成費のバス通学費補助金について、培良 中学校に何人行かれる予定か。	学校教育課長	学校選択制度で培良中学校へ行かれる生徒は26 名。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
国重委員	どこの地域が多いか。	学校教育課長	田辺中学校区が25名。残りは大住中学校区。
国重委員	部活動指導員配置促進事業について、何人を想定されているか。	こども・学校サポート室総括指導主事	各校1名ずつの3名を予定している。
国重委員	展開の仕方は各校1名ずつということか。	こども・学校サポート室総括指導主事	各校の部活の状況を見ながら、学校から希望を出し、各校一律での配置とする。
有田委員	小学校水泳授業委託事業について、現在2つの民間事業所で実施されているが、田辺公園プールは予備という認識か。	学校教育課長	来年度2つの事業所で水泳事業を実施する。田辺公園プールは着衣泳の授業に使用する。
有田委員	着衣泳は田辺公園プールしかできないのか。	学校教育課長	田辺公園プールには流水プールがあるため、より実際に即した着衣泳ができる。着衣泳は、田辺公園プールだけでなく、事業所でも行う。
有田委員	事業所の1つが閉鎖等された場合も、田辺公園プールを使用するのか。	学校教育課長	田辺公園プールについては現在は着衣泳での使用を考えているが、何かあった場合は、田辺公園プールも含め検討していくこととなる。
有田委員	小中学校の空調設備の整備について、財源は緊急防災・減災事業債ということであるが、令和7年度の設置工事費も全てこれで賄えるのか。	学校教育課長	お見込みの通り。

質 問			回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容	
有田委員	今年度、体育館の使用が制限されることはないのか。	学校教育課長	実施設計のため、基本的に影響はないと考える。	
有田委員	社会教育関係団体支援事業費と青少年健全育成事業費の事業内容は。	教育部副部長	社会教育関係団体支援事業費は、各団体に補助金を支出するもの。青少年健全育成事業費は、例えば地域学校パートナーシップでは、各学校でとんどや書道教室、ジャガイモ収穫体験等に取り組んでいた。放課後子ども教室では、各学校でダンスや昔遊び等を行っている。	
有田委員	子どもの自尊心が低いという統計があり、青少年育成事業は自尊心を高めるためにも良い事業であると思うが、市として子どもの自尊心を高めるためにもっと踏み込んだ事業にしていこうという考えはあるか。	教育部副部長	コロナ禍に開催回数が減ってしまったが、今年度は放課後子ども教室を各校で実施した。来年度も開催回数を増やしていきたいと考えている。	
有田委員	子どもたちの感想や影響について感じられていることはあるか。	教育部副部長	地域の方に協力していただいているので、地域の方との繋がりもできる。	
河田副委員長	部活動指導員配置促進事業について、各校1名ずつということだが、全員ハンドボールか。部活動の地域移行にも関わってくるのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	今年度については、大住中は野球、田辺中はハンドボール、培良中は指導員が見つからなかった。来年度も学校から希望が出されると考えている。地域移行とは別と考えているが、今後の進み具合によってはそれも踏まえて検討する。	

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
河田副委員長	文化系も考えられるのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	文化系についても、学校の希望と指導者の状況により、学校の希望に沿いながら考えていきたい。
河田副委員長	こころの教育推進事業について説明を。	こども・学校サポート室総括指導主事	こころの教育補助金については、例えば標語を作って掲げる等、各校で行うこころの教育の取り組みへ補助を行うもの。
河田副委員長	学校との連携は取っているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	こういう風にしていくかというところについて、情報交換は担当でなされている。
河田副委員長	中学校の仕事の体験学習は培良中以外でもしているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	地元の協力を得て各学校で行っている。
河田副委員長	全中学校でしているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事 教育指導監	全ての学校で行っている。 全ての学校で行っているが、田辺中学校は人数が多いため、企業の方とWebでつないだ体験学習を行っている。
河田副委員長	難しいと思うが、田辺中学校もオンラインだけでなく外へ出て行けるよう考えてもらいたいだろうか。	こども・学校サポート室総括指導主事	より良い教育のため、どのようにできるか、引き続き学校の方でも考えてもらえようにしたい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	どこの支援学校へ進学するかについて、就学指導の際どのように決まるのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	各学校で就学相談の際に保護者の希望も聞きながら、適正な就学に向け相談している。
増富委員	八幡や、やまぶき支援学校のどこへ行くかはどうかで決まるのか。校区で決まっているのか。	こども・学校サポート室総括指導主事	北部の方は基本的に八幡へ行くことになっている。
増富委員	教育部の令和6年度の職員数見込みで、正職員に対して会計年度任用職員が非常に多く、81.2%を占めている。	教育総務室担当課長	教育部の会計年度任用職員は、各学校に配置している特別支援教育支援員や学級運営補助員、留守家庭児童会の職員、図書館業務補助等、色々とところで従事いただいているため人数が多い。
増富委員	正規職員よりも会計年度任用職員に比重を多く割いているということはコストカットの意味か。	教育総務室担当課長	教育部が率先してコストカットのためにそういった配置をしているわけではなく、それぞれの所管課の正職員が関わって運営を進めており、それぞれの職種に応じて従事いただいている。
増富委員	会計年度任用職員で長期で継続勤務している職員の職種は。	教育総務室担当課長 教育総務室担当課長	特にこの職種が長いというものはない。 先程の答弁は、いろんな職種を回れているというのではなく、それぞれの職種の途中で長く続けておられる方がおられ、限定された職種に長い方がおられるわけではない。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
増富委員	必要なところに正規の雇用をしてもらえたらと思うが、そのことについてはどうか。	教育部長	教育部の会計年度任用職員は、留守家庭児童会や図書館業務補助が多いが、その方の勤務形態はフルタイムではないため、会計年度任用職員の任用となるが、充足しない場合は派遣職員や、民営化の促進等により対応していきたい。

予算特別委員会総括審査 審議状況報告書

令和6年3月21日（木）開催分

部局等名（教育部）

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
自民一新会 国重昂平	（５）教育環境について（空調、公会計化、部活動の地域移行） 小・中学校体育館への空調設備設置に係る財源には期限があると思うが、整備完了までのスケジュールと、施工業者や機材の確保は大丈夫か。	教育部長	財源としては、緊急防災減災事業債を活用する予定をしており、その期限は令和7年度と認識している。 整備にあたっての施工業者や機材の確保については、令和6年度に実施設計を行う中で、業者との打合せなどを踏まえ、実現性を高めていきたい。
自民一新会 国重昂平	中学校に続き小学校も公会計化が予定されているが、徴収率の低下も想定される。対策は。	教育部長	学校給食費の公会計化は、学校事務の負担軽減につながるものがメリットとして考えられる一方、未納対策が課題の一つと認識している。 京田辺市債権管理基本マニュアルに基づき、滞納する保護者への督促や催告を行うほか、電話連絡や家庭訪問の実施、児童手当の天引きなども含め、的確な対応策を早期に講じることにより、学校給食費の徴収率向上に努める。
自民一新会 国重昂平	未経験者が顧問になることもあり、教職員の負担になっている。地域移行に向けて、具体的に検討を進めるべきではないか。	教育部長	部活動の地域移行については、学校やスポーツ関係団体の参画を得て、京田辺市地域部活動推進準備検討会を開催している。 今後は、地域部活動を推進するため、協議会を設立すべく、準備を進めていきたい。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
			準備検討会において、まずはどの部活動が地域移行できるかが1つの課題であると考えている。その他、地域移行を進めるにあたっては、活動場所や指導者の確保等が、さらなる課題になるということだが準備会でも話がされた。
日本維新の 会・無所属 南部の会 有田 幸平	(8) 培良中学校の特色化について 培良中学校の特色化による効果を他の中学校に広げてはどうか。	教育部長	今後は、生徒や教職員への意識調査を行い、準備検討会で確認された課題と併せて、京田辺市としての地域部活動の在り方について協議会で検討していきたいと考えており、さらに、一部の部活動において先行的に実施できるよう進めていきたい。
			令和5年度から培良中学校における特色化に取り組み、令和6年度からは学校選択制度を開始していく。
			培良中学校における取組の成果については、令和7年度以降に検証することになると考えているが、他校への波及も含めた検討をしていく。
日本維新の 会・無所属 南部の会 有田 幸平	(9) 偏在の解消について 偏在解消の最終目標、何をもって成果とかがええるのか。	教育部長	残された中長期的課題は、引き続き学校教育審議会で審議されており、本年12月中旬に答申をいただければ、その後に方針を決定し、取組を実施していく。これらの成果は、その後に出てくるものと考えている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
日本維新の 会・無所属 南部の会 有田 幸平	卒業式の際に校長が、コロナ禍でマスク生活を続けてきた今年の卒業生は、合唱の際に歌声はきれいだが声が量が小さいという話をされた。マスク着用の影響と学校での指導は。	教育指導監	活動場所を含め、声をしっかりと出せる表現活動の内容を、各学校で検討しながら行っている。マスクの着用については強制的に指導するものではない。
日本維新の 会・無所属 南部の会 有田 幸平	市長はどのように考えるか。	市長	コロナ禍の影響は受けていると思うが、京田辺っ子がまちに愛着を持ち、育っていくことが重要であり、一旦巣立った者も人生のいずれかの部分で本市に関わりたいたいと思えるよう、教育委員会と連携した施策を進めたい。
N E X T 京 田 辺 長 田 和也	(7) 学校施設長寿命化計画について 学校施設長寿命化計画における今後の予定は。また、長寿命化と併せて行う（仮称）新しい学校づくりプラン整備は、どのように進めていくのか。	教育部長	令和3年3月に策定した京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、令和6年度には田辺小学校中学校舎の長寿命化改修工事を実施する予定としている。 長寿命化計画において実施計画を設定している5年間の最終年度となる令和7年度の改修等に関しては、市の財政状況等も勘案しながら、今後事業化を検討したいと考えている。 また、（仮称）新しい学校づくりプランについては、学校教育審議会において基本的な考え方を議論・整理していただきながら検討を進め、令和7年度中に策定したく考えているが、その時には長寿命化計画の改定も同時に実施し、相互の整合性

質 問		回 答	
質問者	内 容	答 弁 者	内 容
N E X T 京 田 辺 長 田 和 也	(8) 三山木小学校について 今回の予算に計上されている用地取得とは、どのような事業内容か。	教育部長	を図る。 現在、三山木小学校のグラウンド拡張に向け、今できることとして、学校敷地東側の用地買収を学研都市開発公社により先行取得するということで進めており、同公社が土地1筆の取得を完了したので、今後市が買い戻すことを考えている。
日本共産党 京田辺市議 会議員団 増富 理 津 子	(4) 子育て・教育の支援について ②学校給食費の無償化や負担軽減について	教育部長	学校給食費については、学校給食法において給食提供に係る費用負担が示されており、給食食材の購入に係る経費分(食材費)は保護者の負担とされていることから、給食費の無償化は考えていない。 なお、物価高騰による保護者の経済的負担が増えないよう、令和6年度において国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、給食費の保護者負担を据え置くための所用額を当初予算に計上している。今後の恒常的な対応は考えていない。
日本共産党 京田辺市議 会議員団 増富 理 津 子	③ 三山木小学校では、新たな学校の建設をという声も出てきているが。	教育部長	三山木小学校の施設については、これまでに、必要な教室・トイレを確保するための仮設校舎の整備や、代替グラウンドの整備、公共施設の活用など、教育活動に支障を来さないよう取組を行ってきたところであるが、新たな学校の建設にあたりとな

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
公明党 河田美穂	(7) 教育支援センターについて 教育支援センターが開設され、不登校の未然防止に向けた各学校との連携内容は。心理学実習生がセンターで子どもたちの話し相手や遊び相手になっていると聞く。アウトリーチは今後どのようにやっていると考えているか。アウトリーチに学生の活用はあるのか。	教育部長	れば、用地の取得から設計、造成及び建築工事に何十年というスパンが必要となり、必要な時期を過ぎてしまうことが予想されるため、考えていない。 教育支援センターについては、活動スペースの拡充や、相談対応の拡充に取り組み、迅速な対応ができるよう努めている。 また、アウトリーチでの対応については、訪問する家庭の事情が異なってくるため、個々の事情を把握した上で、関係性を築く必要があるが、教育支援センターにおける日常の活動では、学生は児童生徒にとっ、心の支えになる存在となっており、すぐに導入することは難しいと考えるが、今後は学生のアウトリーチへの活用についても研究していく。
公明党 河田美穂	(8) いじめ対策について 様々な事象に対して、学校の丁寧で粘り強い取組を評	教育部長	不登校の要因の一つとして、心身の発達は密接な関係があるとも言われており、教育支援センターでも発達検査ができるよう進めるとともに、引きこもり防止の観点からもセンターを中心に学校と連携して対応していく。 いじめ対策については、いじめは絶対に許されない行為であるとの認識のもとで、人権尊重を基盤とした学校運営に努めている。

質 問		回 答	
質問者	内 容	答弁者	内 容
	価する。子どもたちへの心理的ケアや保護者への教育相活動はどのようにされているのか。		いじめ事象が発覚した場合には、速やかに被害児童生徒や加害児童生徒、さらには周囲の児童生徒等から聞き取りを行い、状況を正確に把握しながら、保護者との連携を深め、迅速かつ適切な対策を講じることとしている。 また、被害児童生徒へは、担任だけでなく、学年主任や養護教諭等、複数の教員による見守りを行い、安心して学校生活が送れるよう配慮している。また、本人だけでなく、保護者へもスクールカウンセラーによる心のケアにも努めている。 さらに、加害児童については、事実を認識させ、被害者のつらさや心の傷に気づかせながら粘り強く指導していくことで対応していく。

報告第10号

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第9号）について報告する。

令和6年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（報告理由）

本件は、令和5年度京田辺市一般会計補正予算（第9号）の教育に関する事務に係る部分について、別紙のとおり議決されたので教育委員会に報告するものである。

令和5年度一般会計補正予算第9号 教育関係予算

(単位：千円、%)

	補正後 (A)	補正前 (B)	補正額 (A)-(B)	増減率 %	備考
教 育 費	6,980,957	7,206,539	△ 225,582	△ 3.1	
教 育 総 務 費	541,905	554,092	△ 12,187	△ 2.2	
教育委員会費	3,659	3,964	△ 305	△ 7.7	
事務局費	407,486	410,996	△ 3,510	△ 0.9	
情報教育推進費	130,760	139,132	△ 8,372	△ 6.0	
小 学 校 費	1,702,543	1,703,895	△ 1,352	△ 0.1	
学校管理費	836,408	836,610	△ 202	△ 0.0	
教育振興費	81,474	82,624	△ 1,150	△ 1.4	
学校建設費	784,661	784,661	-	0.0	
中 学 校 費	3,276,533	3,424,699	△ 148,166	△ 4.3	
学校管理費	199,319	199,557	△ 238	△ 0.1	
教育振興費	59,104	61,774	△ 2,670	△ 4.3	
学校建設費	3,018,110	3,163,368	△ 145,258	△ 4.6	

幼稚園費	872,589	902,789	△ 30,200	△ 3.3	
幼稚園管理費	510,179	515,379	△ 5,200	△ 1.0	
教育振興費	354,610	379,610	△ 25,000	△ 6.6	
こども園建設費	7,800	7,800	-	0.0	
社会教育費	587,387	621,064	△ 33,677	△ 5.4	
社会教育総務費	389,734	418,258	△ 28,524	△ 6.8	
公民館費	45,800	46,031	△ 231	△ 0.5	
図書館費	79,324	79,656	△ 332	△ 0.4	
留守家庭児童会費 育成事業	72,529	77,119	△ 4,590	△ 6.0	

報告第11号

令和6年度京田辺市一般会計当初予算について

令和6年度京田辺市一般会計当初予算について報告する。

令和6年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、令和6年度京田辺市一般会計当初予算の教育に関する事務に係る部分について、別紙のとおり議決されたので教育委員会に報告するものである。

1 令和6年度一般会計当初予算 教育関係予算

(単位：千円、%)

	令和6年度当初 (A)	令和5年度当初 (B)	(A)-(B)	増減率 %	備考
一般会計総額	31,990,000	32,510,000	△ 520,000	△ 1.6	
教育費	4,415,375	7,061,964	△ 2,646,589	△ 37.5	
教育総務費	704,701	494,284	210,417	42.6	
教育委員会費	3,652	3,964	△ 312	△ 7.9	
事務局費	400,399	359,919	40,480	11.2	
情報教育推進費	195,650	130,401	65,249	50.0	
教育施設管理費	105,000	0	105,000	100.0	
小学校費	1,584,840	1,651,609	△ 66,769	△ 4.0	
学校管理費	862,993	784,324	78,669	10.0	
教育振興費	124,621	82,624	41,997	50.8	
学校建設費	597,226	784,661	△ 187,435	△ 23.9	
中学校費	617,139	3,405,577	△ 2,788,438	△ 81.9	
学校管理費	541,239	180,435	360,804	200.0	
教育振興費	75,900	61,774	14,126	22.9	
学校建設費	0	3,163,368	△ 3,163,368	△ 100.0	

幼稚園費	922,754	909,599	13,155	1.4	
幼稚園管理費	548,957	524,689	24,268	4.6	
教育振興費	373,797	377,110	△ 3,313	△ 0.9	
こども園建設費	0	7,800	△ 7,800	△ 100.0	
社会教育費	585,941	600,895	△ 14,954	△ 2.5	
社会教育総務費	375,381	401,487	△ 26,106	△ 6.5	
公民館費	27,466	46,031	△ 18,565	△ 40.3	
図書館費	98,000	77,258	20,742	26.8	
留守家庭児童会費	85,094	76,119	8,975	11.8	

2 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食調理業務委託事業（大住小学校・三山木小学校・普賢寺小学校）	令和6年度から 令和9年度まで	283,600
三山木小学校用地購入等事業	令和6年度から 令和8年度まで	学研都市京都土地開発公社が代位弁済する三山木小学校用地購入等資金総額150,500千円に対する元金、利子及び事務費相当額
学研都市京都土地開発公社借入に対する債務保証	借入日から 償還完了まで	三山木小学校用地購入等資金総額150,500千円に対する元金、利子及び事務費相当額
学校給食センター包括管理委託事業	令和6年度から 令和10年度まで	97,100
生涯学習だより制作等事業	令和6年度から 令和7年度まで	1,700
留守家庭児童会運営委託事業 （松井ヶ丘）	令和6年度から 令和11年度まで	160,000
留守家庭児童会施設増築事業 （薪）	令和6年度から 令和16年度まで	261,300

令和6年度一般会計当初予算主な事業概要

(単位:千円)					区分
NO	事業名	予算額	内容		
1	教育支援センター運営事業	37,928	センターの機能強化のため、職員体制及び施設環境を充実するとともに、各学校とのより一層の連携を図る。さらに令和6年度は、特別支援教育の視点からの支援体制についても構築を進める。	拡充	
2	学校タブレット端末更新事業	49,788	京田辺GIGAスクール構想に基づき令和2年度に配備した1人1台タブレット端末(6,900台)について、計画的に更新を進めるもの。 令和6年度については、児童生使用タブレット端末の円滑な更新に向け、機器設定を検証するとともに故障時等に児童生徒の学びを止めないため、指導者用端末を更新する。	拡充	
3	学校施設包括管理業務委託	105,000	学校施設の老朽化対策や維持・更新を的確かつ効率的に進めていくため、全市立小中学校の管理を包括的、一元的に民間に委託する。(府内初)	新規	
4	小学校水泳授業委託事業	61,630	小学校の水泳授業における、より効果的な指導や天候等の影響により適切な授業数の確保を図るため、民間の屋内スイミング施設での専門のインストラクターによる水泳指導を全市立小学校・全学年で導入する。	拡充	
5	小・中学校体育館等空調設備整備事業	96,100	地球温暖化の進展により、近年、夏季における猛暑が著しく、熱中症のリスクが高まっていることから、全市立小中学校の体育館等に空調設備を設置する。 R6 実施設計 R7 設置工事	臨時	
6	田辺小学校長寿命化改修等	597,226	京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、中学校舎棟の長寿命化改修を行う。	臨時	
7	培良中学校特色化事業	10,892	培良中学校において、「生徒一人一人がいきいき活躍する学校、わくわくどきどきが止まらない学校」をコンセプトとした各種の取組を令和5年度から順次進めている。 令和6年度は、体験学習や英語教育等の充実を図る。 また、市内の他の校区に居住する生徒でも通学できるよう、学校選択制を導入するとともに、通学費について支援する。 【令和6年度拡充】 ・体験学習の拡充 ・英語教育の充実(英語検定4級の受験補助10/10) ・学校選択制の導入と通学費の支援(補助率4/5)	拡充	
8	中学校給食運営事業	299,399	令和6年4月から市立中学校においてセンター方式による学校給食を実施するとともに、学校給食センターの施設管理において民間事業者による包括管理業務を導入する。	新規	
9	学校給食食育推進事業	5,659	学校給食において「まるごときょうとの日」を実施するほか、化学肥料を抑えた地元産「特別栽培米・ヒノカリ」を使用することにより、さらなる地産地消と食育の推進を図る。	拡充	

10	小・中学校給食費物価高騰支援事業	58,598	物価高騰による学校給食費への影響がみられる中、保護者の負担を軽減するため支援を行う。 ・小学校 学校給食費1食あたり290円に対し保護者負担額245円を据え置き、その差額45円を支援する。 ・中学校 学校給食費1食あたり340円に対し、小学校における支援の割合を考慮し保護者負担額290円として、その差額50円を支援する。	臨時
11	中央公民館施設改修	3,714	築49年以上経過して老朽化した中央公民館施設を改修・改善することにより、安心して利用頂ける環境を整え、市民の生涯学習の活性化を図る。 ・玄関ロビー空調機更新 ・トイレバリアフリー化工事	臨時
12	分館公民館維持管理事業	4,413	各地域における分館公民館について、その適切な維持・管理を行う。 ・一般改修分 ・江津公民館 外壁塗装等 ・花住坂公民館 トイレバリアフリー化 ・天王公民館 大広間空調機取り替え ・松井ヶ丘公民館 空調機取り替え ・東田辺公民館 屋根防水工事	臨時
13	留守家庭児童会無線通信環境整備事業	5,701	留守家庭児童会において、モバイルルーターを設置し、無線通信環境を整備することにより、児童がタブレットを用いて学習ができるようにする。さらに、留守家庭児童会と市役所とのネットワーク化を図り、事務の効率化と職員の負担軽減を図る。	臨時
14	留守家庭児童会施設増築事業(新)	2,195	新留守家庭児童会において、施設の増築を行い、入会児童の増加に対応する。	臨時
15	留守家庭児童会運営委託事業(松井ヶ丘)	債務負担 行為	留守家庭児童会のクラス数の増加に伴い、支援員の確保が困難となっている状況があるため、松井ヶ丘留守家庭児童会について、民間委託により安定的な施設運営を行う。 (令和7年4月から委託実施)	新規

議案第 27 号

(仮称) 京田辺市新しい学校づくりプラン策定方針について

(仮称) 京田辺市新しい学校づくりプランの策定方針を定めたいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 4 月 17 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するため、学校環境の整備に関する基本的な方針を示す「(仮称) 京田辺市新しい学校づくりプラン」の策定方針について、提案するものである。

(仮称)京田辺市新しい学校づくりプラン
～未来を担う子ども達の学びを支える学校環境を目指して～
策定方針(案)

1 趣旨

本市では、昭和 40(1965)～50(1975)年代の人口急増期に多くの学校施設が整備され、現在の市立 9 小学校・3 中学校体制が成立しました。

その後半世紀近くが経過し、子どもたちの教育や学校を取り巻く状況は大きく変化していることから、多様な教育課題に十分に対応できる市立小中学校の学校環境の整備が重要となっています。

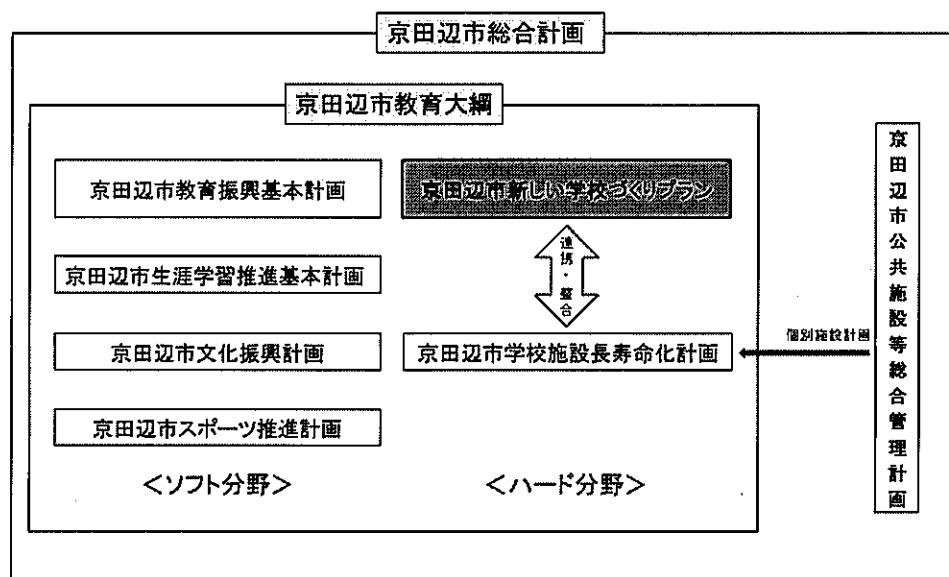
京田辺市の未来を担う子ども達が、確かな学力、豊かな人間性、健やかな身体等、調和のとれた力である「生きる力」を育む学校環境、すなわち安全性や快適性が確保され、障がいの有無に関わらず誰もが支障なく学校生活を送れる学校施設、1 人 1 台端末など I C T を活用した授業に対応できる教室、そして児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることのできる学校規模等を整えていくことが必要です。

「京田辺市新しい学校づくりプラン」は、このような要請に応え、京田辺市の新しい時代の学校づくりを推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本プランは、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、学校環境の整備に関する基本的な方針を示すものです。

また、学校施設の維持管理や長寿命化改修等の施設整備に関する具体的方針を示す「京田辺市学校施設長寿命化計画」との連携・整合を図るものとします。



3 計画の期間

計画期間は、令和 8 年度(2026)から令和 27 年度(2045)までの 20 年間とします。

ただし、10 年ごとに前期・後期に分け、前期については具体的な取り組みスケジュールを明らかにし、後期については児童生徒数・学級数の将来推計や社会情勢の変化などを検証した上で中間年である令和 18 年(2036)に計画を改定して明らかにします。

4 新しい学校づくりプランに定める事項

明治 5 年(1873)に学制が成立し、全国に学校が整備され近代的な教育がスタートしてから 150 年が経過しました。

本プランは、次の 150 年に向け、時代や社会の変化に対応しながら、一人一人の可能性を最大限引き出す「個別最適な学び」「協働的な学び」を実現する京田辺市の新しい学校づくりを進めるため、以下の事項を定めます。

(1) 学校規模・学校配置の適正化

子ども達の成長・発達過程において、適切な集団の中で生活することが主体性や社会性を身に付ける上で非常に重要であり、学校教育は一定規模の集団で行うことが望ましいと考えられます。

学校間の児童生徒数のアンバランスが顕在化し、今後更なる少子化の進展も見込まれる中、学校の地域コミュニティにおける役割や小規模校の良さにも配慮しながら、将来にわたって一定規模を確保できる学校配置が求められることから、学校規模・学校配置の適正化に係る計画を定めます。

(2) 新しい時代の学びを支える学習環境の整備

これまでの学校施設は、児童生徒の急増期における量的確保の観点から、廊下に面して普通教室や特別教室を単純に配置した片廊下一文字型の画一的な教室配置となっています。

1 人 1 台端末環境のもと、学級単位で一斉に黒板を向いて授業を受けるだけでなく、個別学習やグループ学習を行うなど学びのスタイルの多様化が求められることから、教室そのものも含めた学習環境の整備に係る基本的な考え方を定めます。

(3) 学校附属施設のあり方

令和6年度(2025)から全ての小学校で水泳授業の民間委託がスタートするとともに、中学校給食がセンター方式で実現しました。

今後、プール敷地の有効活用とあわせて、老朽化対策やドライシステムの導入が課題となっている小学校給食室の整備等を進めていく必要があることから、児童生徒の教育環境の向上を図りつつ、長期的な更新・維持管理に係るLCCの縮減や公共施設マネジメントの視点も踏まえて、学校附属施設のあり方に関する基本的な考え方を定めます。

5 策定方法

本プランに定める事項のうち、「学校規模・学校配置の適正化」及び「新しい時代の学びを支える学習環境の整備」については、学校教育審議会からの答申を踏まえて定めます。

「学校附属施設のあり方」については、今後の小学校プールの方向性を示した京田辺市小学校プールのあり方検討報告書等に基づき検討を行い、プランに反映します。

6 策定スケジュール（予定）

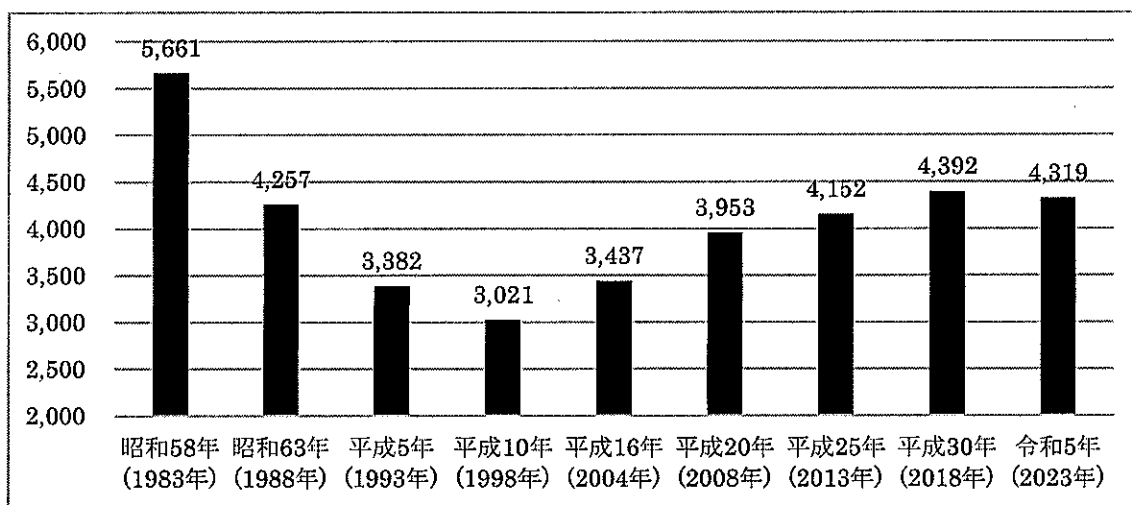
本プランは、令和7年度(2025)までの2年間で策定します。

令和6年	4月	総合教育会議（プラン策定方針案協議）
		経営会議（プラン策定方針案協議）
		教育委員会（プラン策定方針決定）
	5月	プラン策定方針公表
令和8年	4月	プラン策定
		学校施設長寿命化計画改定

(1) 児童数の推移

- ・ 市立小学校の児童数は、昭和 58 年(1983)の 5,661 人をピークとして、平成 10 年(1998)には 3,021 人まで減少しました。
- ・ その後増加に転じたものの、平成 30 年(2018)を境に再び減少傾向となり、令和 5 年(2023)には 4,319 人となっています。

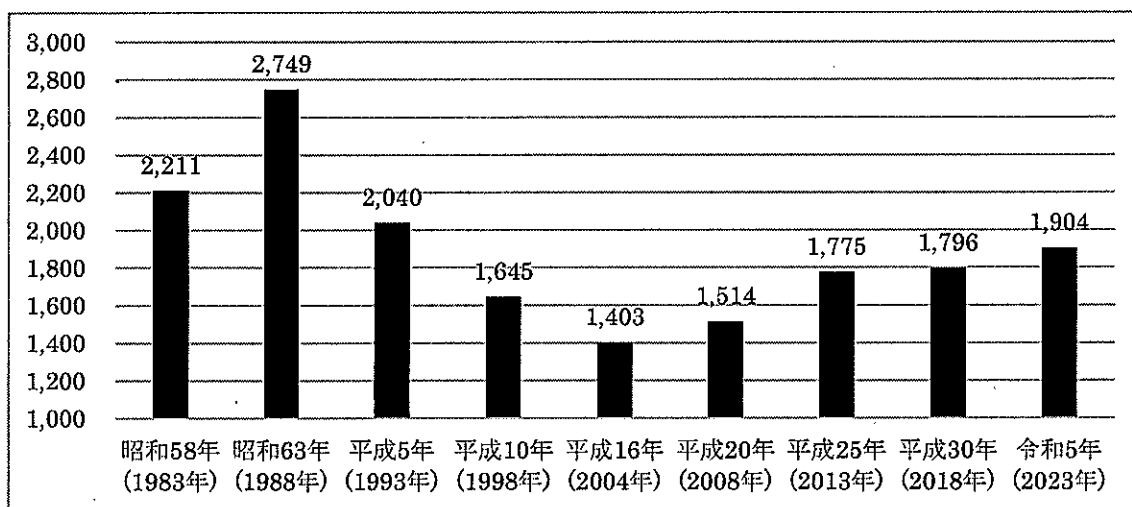
図 1 児童数の推移



(2) 生徒数の推移

- ・ 市立中学校の生徒数は、昭和 62 年(1987)の 2,804 人をピークとして、平成 16 年(2004)には 1,403 人まで減少しました。
- ・ その後は増加に転じており、令和 5 年(2023)には 1,904 人となっています。

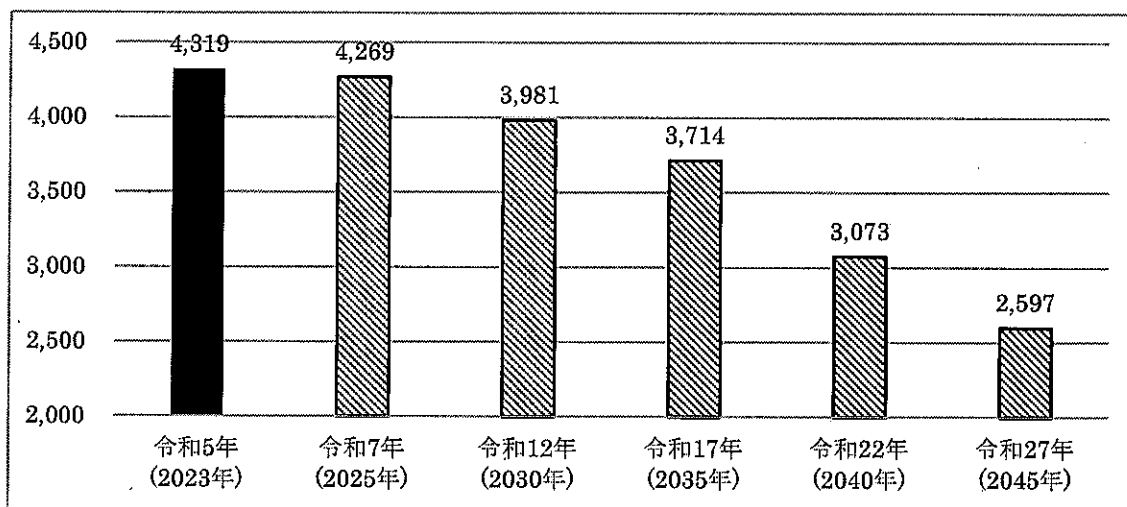
図 2 生徒数の推移



(3) 児童数の将来推計

- ・ 市立小学校の児童数は、今後は一貫して減少が続き、令和 17 年(2035)には 3,714 人、令和 27 年(2045)には現在の 6 割程度の 2,597 人まで減少することが見込まれています。

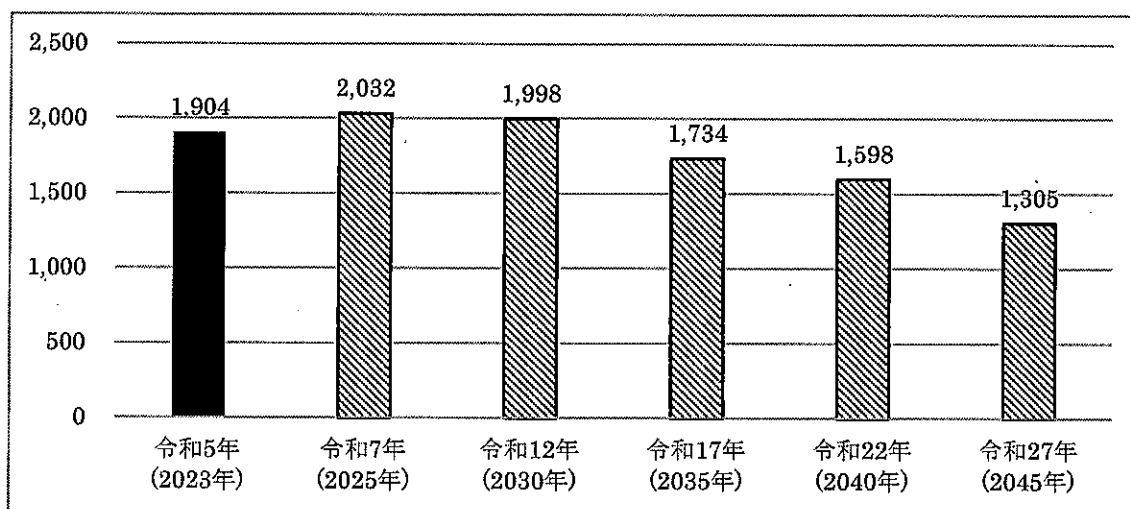
図 3 児童数の将来推計



(4) 生徒数の将来推計

- ・ 市立中学校の生徒数は、令和 7 年(2025)以降は減少に転じ、令和 17 年(2035)には 1,734 人、令和 27 年(2045)には現在の 6 割程度の 1,305 人まで減少することが見込まれています。

図 4 生徒数の将来推計



(5) 学校数の推移

- ・ 市立小学校は、昭和 22 年(1947)の 6・3・3 制成立時は、大住小学校、田辺小学校、草内小学校、三山木小学校及び普賢寺小学校の 5 校でしたが、その後、児童数の増加に合わせて新設を行い、昭和 59 年(1984)には 9 校となりました。
- ・ 市立中学校は田辺中学校 1 校でしたが、同じく生徒数の増加に合わせて新設を行い、昭和 57 年(1982)には 3 校となりました。
- ・ 以降、市立小中学校ともに新設等を行われておらず、学校数は変わっていません。

(6) 学校規模

- ・ 学校教育法施行規則等では、学級数（通常学級数）が「おおむね 12 学級から 18 学級」までを学校の標準規模としています。
- ・ 現在、小学校 2 校のみが標準規模となっています。
- ・ 今後、市全体の児童生徒数は減少していくものの、住宅地開発の進展によって増加する学校がある一方で、地域の少子化により減少する学校も存在し、学校規模のアンバランスが拡大することが予想されます。

表 1 学校別児童生徒数と学級数 (令和 5 年 5 月 1 日現在)

	学校名	児童生徒数	学級数	規模
小学校	大住小学校	206	7	
	田辺小学校	645	20	
	草内小学校	310	12	標準規模
	三山木小学校	1,144	36	
	普賢寺小学校	109	6	
	田辺東小学校	168	6	
	松井ヶ丘小学校	627	20	
	薪小学校	641	22	
	桃園小学校	469	17	標準規模
中学校	田辺中学校	946	25	
	大住中学校	709	19	
	培良中学校	249	8	

※学級数は特別支援学級を除く通常学級数。

(7) 学校施設の状況

① 校舎等

- ・ 市立小学校の校舎 29 棟のうち約 8 割となる 22 棟が建築後 40 年以上経過しており、14 棟は 50 年を経過しています。
- ・ 市立中学校の校舎等 13 棟のうち 8 割を超える 11 棟が建築後 40 年以上経過しています。
- ・ 令和 3 年(2021)3 月に策定した京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、順次長寿命化改修等を実施することとしています。

表 2 市立小中学校校舎の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	耐震補強	健全度
大住小学校	校舎 1(中校舎)	RC	S42	57	不要	59
大住小学校	校舎 2(北校舎)	RC	S48	51	不要	54
大住小学校	校舎 3(管理棟)	RC	S51	48	済	64
大住小学校	校舎 4(南校舎)	RC	S55	44	不要	55
田辺小学校	校舎 1(北校舎)	RC	S34	65	不要	49
田辺小学校	校舎 2(南校舎)	RC	S43	56	済	75
田辺小学校	校舎 3(中校舎)	RC	S53	46	済	48
田辺小学校	校舎 4(トイレ棟)	S	H19	17	—	100
草内小学校	校舎 1(南校舎東)	RC	S45	54	済	67
草内小学校	校舎 2(南校舎中・西)	RC	S55	44	不要	70
草内小学校	校舎 3(中校舎)	RC	S45	54	済	72
草内小学校	校舎 4(管理棟)	RC	S40	59	不要	72
草内小学校	校舎 5(北校舎)	RC	S50	49	済	77
三山木小学校	校舎 1(東校舎西)	RC	S46	53	不要	100
三山木小学校	校舎 2(東校舎東)	RC	S47	52	不要	100
三山木小学校	校舎 3(東校舎北)	RC	S49	50	不要	100
三山木小学校	校舎 4(西校舎)	RC	H27	9	—	100
普賢寺小学校	校舎 1(南校舎)	RC	S48	51	不要	49
普賢寺小学校	校舎 2(管理棟)	RC	S49	50	不要	52
普賢寺小学校	校舎 3(北校舎)	RC	H6	30	—	87
田辺東小学校	校舎 1(北校舎)	RC	S47	52	済	100

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	耐震補強	健全度
田辺東小学校	校舎 2(管理棟)	RC	S49	50	済	100
田辺東小学校	校舎 3(中校舎)	RC	H22	14	—	100
松井ヶ丘小学校	校舎 1(南校舎)	RC	S53	46	済	54
松井ヶ丘小学校	校舎 2(北校舎)	RC	H9	27	—	84
薪小学校	校舎 1(管理棟)	RC	S54	45	済	46
薪小学校	校舎 2(南校舎)	RC	S54	45	済	49
桃園小学校	校舎 1(南校舎)	RC	S59	40	—	68
桃園小学校	校舎 2(北校舎)	RC	S59	40	—	68
田辺中学校	校舎 1(北校舎)	RC	S50	49	済	100
田辺中学校	校舎 2(南校舎)	RC	H22	14	—	100
田辺中学校	校舎 3(管理棟)	RC	H24	12	—	100
大住中学校	校舎 1(南校舎西)	RC	S53	46	済	65
大住中学校	校舎 2(北校舎)	RC	S53	46	済	62
大住中学校	校舎 3(管理棟)	RC	S55	44	済	65
大住中学校	校舎 4(南校舎東)	RC	S58	41	—	65
大住中学校	校舎 5(昇降室棟)	RC	S58	41	—	62
大住中学校	部室棟 1	S	S53	46	—	70
大住中学校	部室棟 2	S	S53	46	—	66
培良中学校	校舎 1(南校舎)	RC	S57	42	—	65
培良中学校	校舎 2(北校舎)	RC	S57	42	—	65
培良中学校	部室棟 1	RC	S57	42	—	60

② 屋内運動場

- ・ 市立小学校の屋内運動場（体育館）9 棟のうち 8 棟が建築後 40 年以上経過しています。
- ・ 市立中学校の屋内運動場（体育館及び武道場）4 棟全てが建築後 40 年以上経過しています。
- ・ 京田辺市学校施設長寿命化計画に基づき、順次長寿命化改修等を実施することとしています。

表 3 市立小中学校屋内運動場の状況

学校名	建物名	構造	建築 年度	築 年数	耐震 補強	健全 度
大住小学校	体育館	RC	S48	51	済	65
田辺小学校	体育館	RC	H5	31	—	77
草内小学校	体育館	RC	S56	43	済	94
三山木小学校	体育館	RC	S48	51	済	94
普賢寺小学校	体育館	RC	S58	41	済	97
田辺東小学校	体育館	RC	S47	50	済	62
松井ヶ丘小学校	体育館	RC	S53	46	済	92
薪小学校	体育館	RC	S54	45	済	69
桃園小学校	体育館	RC	S58	41	済	94
田辺中学校	体育館	RC	S50	49	不要	84
大住中学校	体育館	RC	S53	46	済	94
培良中学校	体育館	RC	S57	42	済	100
培良中学校	武道場	RC	S58	41	—	78

③ 給食室

- ・ 市立小学校の給食室 8 棟のうち 7 棟が建築後 40 年以上経過しており、2 棟は 50 年以上となっています。
- ・ 京田辺学校施設長寿命化計画では、「現行の単独調理場のまま改築するのか共同調理場とするのかなど、施設状況やコスト等を踏まえながら今後のあり方を検討」することとされています。
- ・ なお、中学校に関しては、学校給食センターと各中学校に配膳室が整備され、令和 6 年(2024)4 月から給食が開始されました。

表 4 市立小中学校給食室の状況

学校名	建物名	構造	建築 年度	築 年数	耐震 補強	健全 度
大住小学校	給食室棟	RC	S51	48	不要	65
田辺小学校	給食室棟	RC	S53	46	済	40
草内小学校	給食室棟	RC	S42	57	済	53
三山木小学校	給食室棟	RC	H27	9	—	100

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	耐震補強	健全度
田辺東小学校	給食室棟	RC	S47	52	不要	67
松井ヶ丘小学校	給食室棟	RC	S53	46	済	62
薪小学校	給食室棟	RC	S54	45	済	62
桃園小学校	給食室棟	RC	S59	40	—	65

④ プール及び付属室

表 5 市立小学校プール及び付属室の状況

学校名	建物名	構造	建築年度	築年数	耐震補強	健全度
大住小学校	プール及び付属室	S	S42	57	—	63
田辺小学校	プール及び付属室	S	S40	59	—	40
草内小学校	プール及び付属室	S	S43	56	—	45
三山木小学校	プール及び付属室	RC	S40	59	—	84
普賢寺小学校	プール及び付属室	S	S41	59	—	50
田辺東小学校	プール及び付属室	RC	S50	49	—	63
松井ヶ丘小学校	プール及び付属室	RC	S54	45	—	68
薪小学校	プール及び付属室	RC	S54	45	—	66
桃園小学校	プール及び付属室	RC	S58	41	—	75

- ・ 市立小学校のプール及び付属室 12 棟の全てが築後 40 年以上経過しており、5 棟は築後 50 年以上となっています。
- ・ 令和 6 年 2 月(2024)に「京田辺市小学校プールのあり方検討報告書」が取りまとめられ、同年 4 月から市立全小学校において水泳授業の民間委託がスタートしました。

(8) ICT教育の環境整備

- ・ 国の新学習指導要領やGIGAスクール構想に基づき、大型掲示装置の配備や1人1台端末の導入が進みました。
- ・ しかしながら、机・教室のサイズや画一的な教室配置、移動のためだけの廊下など学習空間は従来のままとなっています。

【これまでの学校イメージ】

廊下				
普通教室	普通教室	普通教室	WC	特別教室

廊下				
職員室	校長室	放送室	WC	保健室

(9) 多様な児童生徒への対応

- ・ 特別支援学級に在籍又は通級指導を受ける児童生徒数は年々増加しています。
- ・ インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の基礎となる環境整備として、学校施設のバリアフリー化等を一層進めていく必要があります。
- ・ また、令和3年(2021)に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアが必要な児童生徒に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。

(10) 不登校問題

- ・ 不登校児童生徒数は、本市を含めて全国的に増加傾向にあります。
- ・ 不登校の理由は様々ですが、小学校から中学校への進学に際しての生活環境や学習環境の大きな変化に十分に適応できない、所謂「中1ギャップ」が大きな要因として挙げられています。
- ・ 不登校児童生徒に対しては、一人一人に応じた対応を行うとともに、臨床心理士の学校への派遣、スクールカウンセラーの配置により、不登校の未然防止・早期対応に努めています。
- ・ 令和5年(2023)8月には、不登校児童生徒の居場所づくりとして開設している教育支援教室の機能を拡充した「教育支援センター」を京田辺市商工会館内に開設したところです。

議案第28号

京田辺市学校教育審議会臨時委員の委嘱について

京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第5条の規定により、別紙の者を京田辺市学校教育審議会臨時委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和6年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、選任要件を満たさなくなった京田辺市学校教育審議会委員のうち、市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策に係る子どもたちへの意見聴取事項を調査審議するため、臨時委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は令和6年4月22日から令和6年7月31日まで。

別紙

選任要件を満たさなくなった者

委員区分	氏名	備考
京田辺市PTA連絡協議会 委員	奥出 芽由	京田辺市立松井ヶ丘小学校 PTA会長
京田辺市PTA連絡協議会 委員	佐藤 りん	京田辺市立培良中学校PT A会長

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
教育委員会が適当と認める 者	奥出 芽由	前京田辺市学校教育審議会 委員
教育委員会が適当と認める 者	佐藤 りん	前京田辺市学校教育審議会 委員

参考資料

京田辺市学校教育審議会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
沖田 行司	学識経験を有する者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱		会長
河村 豊和	学識経験を有する者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱		副会長
	地域を代表する者				後任の推薦依頼中
	京田辺市PTA連絡協議会委員				後任の推薦依頼中
	京田辺市PTA連絡協議会委員				後任の推薦依頼中
	京田辺市立小・中学校校長				後任の推薦依頼中
森本 克美	京田辺市立小・中学校校長	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱		
	京田辺市立小・中学校教頭				後任の推薦依頼中
	京田辺市立小・中学校教頭				後任の推薦依頼中
島谷 千織	京田辺市民生児童委員協議会委員	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱		
浦田 ヒロ子	公募による者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱		
浅山 貴宏	公募による者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱		
岩井 秀世	教育委員会が適当と認める者	R5.6.29～ R7.6.28	委嘱		
奥出 芽由	教育委員会が適当と認める者	R6.4.22～ R6.7.31	委嘱	新任	臨時委員
佐藤 りん	教育委員会が適当と認める者	R6.4.22～ R6.7.31	委嘱	新任	臨時委員

○京田辺市学校教育審議会設置条例

令和3年3月29日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校教育の振興に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、教育長が招集する。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○京田辺市学校教育審議会運営規則

令和3年3月30日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第10条の規定に基づき、京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 京田辺市PTA連絡協議会委員
- (4) 京田辺市立小・中学校長
- (5) 京田辺市立小・中学校教頭
- (6) 京田辺市民生児童委員協議会委員
- (7) 公募による者
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月21日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 29 号

学校運営協議会委員の委嘱について

京田辺市学校運営協議会規則（平成 27 年京田辺市教育委員会規則第 1 号）
第 9 条第 2 項の規定により、別紙の者を普賢寺小学校の学校運営協議会委員に
委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 4 月 17 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、学校運営協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職
を承認し、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものであ
る。

任期は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
保護者	藤 林 敏 行	普賢寺小P T A会長
保護者	馬 場 慶 忠	京田辺地域委員長
地域住民	藤 林 俊 三	

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
保護者	塩 田 源 志	普賢寺小P T A会長
保護者	中 川 由美子	京田辺地域委員長
地域住民	井 上 喜 孝	

参考資料

普賢寺小学校学校運営協議会（なのはな委員会）委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
瀬戸 秀行	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		副会長
岡田 敏秀	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
安田 修治	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
井上 喜孝	地域住民	R6.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
田宮 正康	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		会長
森島 裕也	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
奥田 秀登	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
榊 孝次	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
中西 哲夫	地域住民	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
塩田 源志	保護者	R6.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
中川 由美子	保護者	R6.4.1～ R7.3.31	委嘱	新任	
今井 敏博	学識経験者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
奥田 豊	教育委員会が適当と認める者	R5.4.1～ R7.3.31	委嘱		
勝又 靖志	関係行政機関の職員	R5.4.1～ R7.3.31	任命		
佐々木 みゆき	設置校の校長	R5.4.1～ R7.3.31	任命		

平成27年3月10日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき京田辺市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(指定)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的が達成できると認める学校について、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する指定の期間は2年間とし、再指定することができる。ただし、最初の指定の期間は、指定された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）について、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校運営に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 設置校の校長は、前項の承認を得た基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

- 2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

（運営に関する評価）

- 第6条 協議会は、当該設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行うものとする。

（運営への参画の促進等）

- 第7条 協議会は、当該設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、その活動に関する情報を発信するとともに、保護者、地域住民等の意見の聴取に努めなければならない。

（委員の任命）

- 第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- （1） 保護者
- （2） 地域住民
- （3） 学識経験者
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 設置校の校長
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

- 2 設置校の校長は、委員を推薦することができる。
- 3 前項の推薦に当たって、設置校の校長は、委員の候補者を公募することができる。
- 4 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を任命することができる。

（委員の任期）

- 第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当該設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

4 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長その他教職員から報告及び説明を求めることができる。

5 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議の公開については、京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針（平成25年4月1日施行）による。

(部会等)

第16条 協議会は、部会等必要な組織を置くことができる。

(運営に必要な事項)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、前条の規定による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初の委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

